

| | | |
|----------------|--|---|
| 第 6284 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 9月19日 木曜日 |

| | |
|-----|--|
| 発行所 | 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp |
|-----|--|

♠ 給与所得者への源泉徴収票の交付

Q : 社員に対して、給与所得の源泉徴収票は、必ず交付しなければならないのですか？

A : 交付しなければなりません。

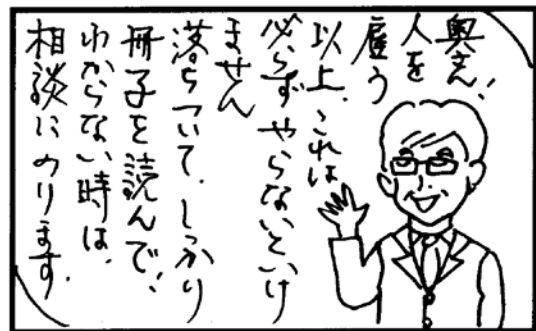
【解説】

給与所得の源泉徴収票は、交付が義務付けられていますので、社員には交付しなければなりません。交付には、書面による方法と電磁的方法による提供(電子交付といい一定の要件があります)が認められています。

なお、給与所得者の源泉徴収票の他にも、次の法定調書は支払を受ける者等への交付が義務付けられています。

- ①退職所得の源泉徴収票
 - ②公的年金等のげん源泉徴収票
 - ③オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書(支払通知書)
 - ④配当等とみなす金額に関する支払調書(支払通知書)
 - ⑤上場株式配当等の支払いに関する通知書
 - ⑥特定口座年間取引報告書
 - ⑦未成年者口座年間取引報告書
- ※契約不履行等事由が生じた場合に限りです。
- ⑧特定割引債の償還金の支払通知書

上記①から⑧の法定調書についても、給与所得の源泉徴収票と同様に書面による交付に代えて、電子交付することが認められています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】